# 令和８年度　第１回中野市都市計画審議会次第

日時　令和８年８月 17 日（月）午後２時 30 分
場所　中野市役所５階　会議室 52・53

１　開　　会

２　あいさつ

３　議事
　会長選出及び会長代理指名について

４　その他
　（１）中野市まちづくり基本計画について
　（２）都市計画道路の見直しに向けた現状分析について

５　閉　　会

# 中野市都市計画審議会委員名簿

委嘱期間（R8（2026）.8.17～R10（2028）.8.16）

| | 所属団体・役職名 | 氏　名 |
|---|---|---|
| 1 | 中野市農業委員会　会長 | 増　田　　善　行 |
| 2 | 長野工業高等専門学校　教授 | 轟　　直　　希 |
| 3 | 中野市議会経済建設委員会　委員長 | 土　　屋　　博 |
| 4 | 中野警察署　署長 | 橋　本　　和　也 |
| 5 | 北信地域振興局　局長 | 三　森　　和　子 |
| 6 | 北信建設事務所　所長 | 西　山　　広　一 |
| 7 | 中野市区長会　理事 | 永　井　　幸　夫 |
| 8 | 中野市教育委員会　委員 | 齋　藤　　文　子 |
| 9 | 信州中野商工会議所　副会頭 | 丸　山　　隆　英 |
| 10 | 公益社団法人　中野青年会議所　理事長 | 阿　部　　達　也 |
| 11 | 「小さな拠点」に係る豊田地域運営協議会　副会長 | 小　橋　　信　子 |
| 12 | 一般社団法人　長野県建築士事務所協会　中高支部　支部長 | 蟻　川　　幸　治 |
| 13 | 公募委員（一般公募） | 小　澤　　明　子 |
| 14 | 公募委員（一般公募） | 中　村　　頼　子 |
| 15 | 公募委員（一般公募） | 丸 山　美 千 世 |

○中野市都市計画審議会条例

平成17年４月１日条例第157号

（設置）

**第１条**　都市計画法（昭和43年法律第100号）第77条の２の規定により、中野市都市計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（組織）

**第２条**　審議会は、委員15人以内で組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

（１）　学識経験者

（２）　市議会議員

（３）　都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会の組織及び運営の基準を定める政令（昭和44年政令第11号）第３条第２項に規定する者のうちで、市長が特に認めるもの

３　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（臨時委員及び専門委員）

**第３条**　審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

２　審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

３　臨時委員及び専門委員は、市長が任命する。

４　臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したとき、専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（会長）

**第４条**　審議会に会長を置き、学識経験者から任命された委員のうちから委員が選挙する。

２　会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

３　会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

（議事）

**第５条**　審議会は、必要に応じて会長が招集する。

２　審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

３　審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

（幹事）

**第６条**　審議会に、幹事を置く。

２　幹事は、市職員のうちから市長が任命する。

３　幹事は、審議会の所掌事務について、委員、臨時委員及び専門委員を補佐する。

（委任）

**第７条**　この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

**附　則**

この条例は、平成17年４月１日から施行する。

## １－４　都市計画道路の見直し

都市計画道路とは、都市計画法に基づいて、あらかじめルート・幅員などが決められ、都市の骨格となり、まちづくりに大きくかかわる道路のことで、将来の都市像を踏まえて計画されます。

このため都市計画道路は、単に交通量を処理するためだけでなく、まちづくりを担う様々な機能を有しています。

都市計画道路は、円滑に道路整備が行えるように土地利用（建築物等の行為）に制限※が設けられます。

しかし、計画決定から概ね 20 年以上経過した道路では、当時に求めた道路機能や設計思想が変わってきているもの（場合によっては、機能不足や必要性が薄れたもの）など住民や行政双方に課題を抱えたものがあります。

このため、現在及び今後の都市政策をもとに、長期間未整備である都市計画道路について、その機能や必要性を改めて検証し、地域住民や関係機関と協議を重ねながら見直しを検討します。

「長期間未整備な都市計画道路が抱える問題点」

◆計画決定当時の将来都市像に比べ、予想を超えて土地利用・社会状況が変化したこと

◆都市計画道路が未整備のまま長い時間が経過していること

◆計画どおりの整備により、歴史的な街並みや親しまれた風情が失われる可能性があること

など

まちづくり、住民意向等を勘案した都市計画道路の見直しを検討します

※都市計画法 53 条による制限

都市計画決定された都市計画施設（道路・公園等）の区域、又は市街地開発事業（市街地再開発事業・土地区画整理事業等）の施行区域では、将来行う事業の円滑な施行のため、建築物の階数や構造に関する建築制限が設けられています。

建築物の建築計画が、上記に該当する都市計画施設等の区域に該当する場合には、許可申請が必要になります。

◆都市計画施設に建てられる許可範囲はつぎのとおりです。

階　数：２階以下で、かつ地階（地下）を有しないもの

構　造：主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造
その他これらに類する構造であること

■都市計画道路見直しの流れ

**■都市計画道路を取り巻く諸環境の整理**

・人口の状況、土地利用状況、道路・交通状況や上位計画及び、未整備都市計画道路の実態等について整理

**■交通量推計**

・交通量配分データをもとに、市内の道路整備状況等を更新した交通量推計を実施

**■都市計画道路の見直しの背景と必要性**

・国、県の示す都市計画道路見直しの背景や方向性及び現状や課題などを踏まえ、市における都市計画道路の見直しの背景・必要性を整理

**■見直し対象路線の抽出、評価区間の設定**

・整備済みと事業中を除く未整備路線及び都市計画マスタープランに掲載されている候補路線を見直し対象路線として抽出
・①整備状況の変化点、②主要交差点部、③未整備区間での現道の有無を基準として新たに区間分割を行い設定

**■客観的評価基準の設定・評価の実施**

・「長野県都市計画道路見直し指針」及び前回見直し時の指標を参考に、「必要性」、「代替性」、「実現性」の視点での評価基準を設定
・設定した「必要性」、「代替性」、「実現性」の各指標について区間別に評価を実施

**■都市計画道路の見直し検討**

**■“区間別”判定**

・「必要性」、「代替性」、「実現性」の評価結果をもとに課題なし・課題あり（必要性高い）・課題あり（必要性低い）に分類

**■“道路網”としての検証**

・区間別判定結果を道路網やまちづくりなどの視点より総合的な検証を実施

**■見直し素案の確定**

・“道路網”としての検証結果を反映し、見直し素案とする

**■見直し案の確定**

・パブリックコメント結果等を反映し、見直し案とする→都市計画審議会へ答申

## ≪都市計画道路見直しの経過≫

見直しの検証は、平成 20 年から作業に着手し、外部有識者で構成する「都市計画道路見直し検討部会」、庁内職員で構成する「専門部会」、「検討委員会」、そして「都市計画審議会」をそれぞれ開催し検討を進め、平成 24 年３月に見直し案を策定しました。

この中で、現状の把握、見直し候補路線の抽出、必要性、実現性、妥当性の検討、見直し案の検証などを経て、路線を次の３つに分類しました。

| | |
|---|---|
| ① 存続 | 必要性、実現性のあるものは計画通り存続。 |
| ② 変更 | 機能を代替える既存路線（都市計画道路以外）が存在する場合には、計画していた都市計画道路をその路線に変更。または、都市計画道路と他の既存道路とで交通機能を分散させて幅員を縮小。あるいは、各種機能面から必要がないと判断した場合は廃止。 |
| ③ 追加 | 現在の計画では、市街地周辺の環状機能など、必要な機能が充足されていない場合に路線を追加。 |

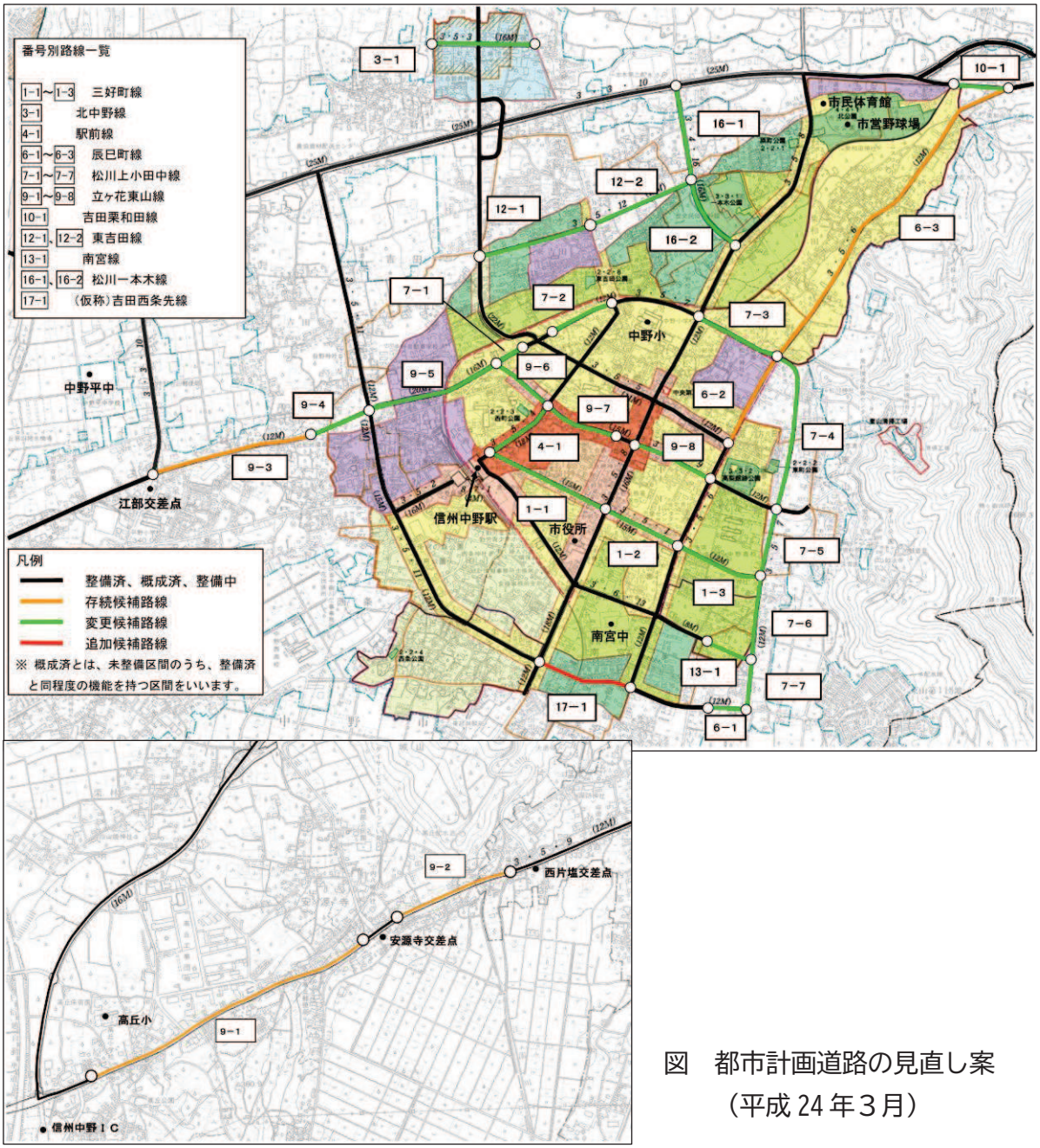



図　都市計画道路の見直し案
（平成 24 年３月）

# 都市計画道路の整備状況について【令和８年２月現在】

